

綾 瀬 市 を 転 出 さ れ る 方 へ

☆新しい住所に住み始めてから14日以内に、新住所の市区町村役所（場）で転入の手続きをしてください。

H28. 3. 10

転入届に必要なもの ⇒ ・ 転出証明書 ・ 届出人の印鑑 ・ 身分確認のできるもの（運転免許証等）

☆次に該当する方は、手続きが必要です。

	当市担当課	場所	綾瀬市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	市民課 総合窓口担当	窓口棟 1階	印鑑登録証をご返却ください。 転出日をもって、自動的に印鑑登録は廃止されます。	必要な方は、新たに登録の手続きをしてください。
通知カード・個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課 総合窓口担当	窓口棟 1階	なし	新住所の記載、継続利用の手続きをしてください。 ただし転入の条件等により継続利用ができない場合があります。
個人番号カードを申請中の方	市民課 総合窓口担当	窓口棟 1階	なし	現在の申請は無効となります。 ただし、転入時に申し出ていただくことで、申請継続の手続きが可能です。（平成28年7月31日届出分まで）
後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上）	保険年金課 保険年金担当	窓口棟 1階	保険証を返却し、資格の異動手続きをしてください。 ⇒保険証	新たに手続きをして下さい。 ⇒負担区分等証明書（県外へ転出される方）
国民健康保険に加入している方	保険年金課 保険年金担当	窓口棟 1階	保険証を返却し、保険税の精算をしてください。 ⇒保険証	新たに手続きをしてください。 ⇒印鑑、保険証（新しい住所の方が、すでに加入している場合）
国民年金（第1号）に加入している方	保険年金課 保険年金担当	窓口棟 1階	住所異動届の手続きをしてください。	住所変更の手続きをしてください。 ⇒年金手帳
年金を受給している方（国民・厚生・遺族・障害年金等）	保険年金課 保険年金担当	窓口棟 1階	なし	住所変更のはがきを受け取ってください。 老齢福祉年金受給者の方は、年金証書（緑）を提出してください。
介護保険被保険者の方	高齢介護課 介護保険担当	事務棟 1階	資格喪失の届出をして、介護保険被保険者証をご返却ください。	新たに手続きをしてください。
児童手当・小児医療費助成を受給されている方	子育て支援課 子育て支援担当	窓口棟 1階	受給事由消滅届の手続きをしてください。 所得証明書をお取りください。 転出する市町村で、所得証明が必要な場合があります。	新たに手続きをしてください。 ⇒所得証明書、印鑑、通帳、保険証
公立小・中学校に児童・生徒がいる方	現在通っている学校	各小・中学校	現在の学校で在学証明書等を受け取ってください。	教育委員会等で手続きをしてください。 ⇒在学証明書等
原動機付自転車（125cc以下）をお持ちの方	税務課 市民税担当	窓口棟 2階	廃車の手続きをしてください ⇒印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書	新たに登録の手続きをしてください。 ⇒印鑑、廃車申告受付書
市県民税・固定資産税の納税の義務があり海外へ転出する方	税務課 各担当	窓口棟 2階	納税管理人の指定の手続きをしてください。	なし
防災行政無線個別受信機をお持ちの方	防災対策課 防災対策担当	事務棟 2階	個別受信機をご返却ください。	なし
トイレ・汚水の汲み取りをしている方	リサイクルプラザ 管理担当	リサイクルプラザ	登録抹消の手続きをしてください。 未納料金がある場合は精算をしてください。	新たに手続きをして下さい。
妊娠中（綾瀬市妊婦健康診査費用補助券をお持ち）の方	保健医療センター	保健医療センター	なし（住民票を市外に移された日以降は補助券の利用はできません。）	新たに手続きをして下さい。

☆ 転出を取りやめた場合は、転出証明書、印鑑（認印）、身分確認のできるもの（運転免許証等）をご持参のうえ、市民課で「転出取り消し」の手続きをしてください。

☆ 住所の変更に伴い、本籍も変更したい場合は、「**転籍届（現在の戸籍全部事項証明（謄本）1通添付）**」を提出する必要があります。